

和歌山県市並びに関係諸団体 御中

和歌山 I Rに関する提言

一般社団法人日本観光・I R事業研究機構
地域観光推進室 和歌山ワーキンググループ

令和3年(2021年)3月

はじめに

<一般社団法人日本観光・IR事業研究機構とは>

一般社団法人日本観光・IR事業研究機構（以下、当機構という。）は、日本の観光産業の拡大と統合型リゾート（IR）開発に貢献する実務的な研究を企業の立場から行い、業界を越えた様々な事業モデルを構築し、観光・IR分野における日本国経済の発展を通じ国益に寄与することを目的として設立し活動をしております。

<和歌山ワーキンググループについて>

2018年7月に特定複合観光施設区域整備法が公布され、昨年12月にはIR整備法に基づく基本方針が決定されました。そういった中、当機構では昨年より地域別ワーキンググループを立ち上げ、和歌山にも和歌山ワーキンググループを設置し、「観光政策・周辺インフラ整備」「防災・セキュリティ」「依存症対策」といったテーマを中心に研究及び提言活動を行っております。

<提言について>

昨年末、IR整備法に基づく基本方針が決定され、IRの区域整備計画の認定審査に係る基準等が定められ、依存症などの弊害防止対策に万全を期しながら、国際競争力があり、滞在型観光の促進に資する日本型IRを実現するものとなり、IR事業の公益性や地域における十分な合意形成を確保することとされました。

そこで、和歌山県において、カジノを含む統合型リゾートを継続して運営する為には、「生命の安全」「二次災害の防止」「事業の継続」「地域貢献」「地域共生」などを考慮しなければならないと考えております。

近年では、想定外の「大地震」「津波」「豪雨災害」など毎年のように発生し、さらに新型コロナ感染症で世界中がパンデミックとなる現状やIT化が進む高度情報化社会においては、「情報の漏洩」「データ消失」などにより利害関係者との相互信頼を壊しかねません。併せて、あらゆるテロの脅威も想定し、「多様な来訪者への配慮」「防犯」「防災」「減災」「感染症対策」などを考え、地域への貢献と人材の育成を確保し、来訪者と地域住民に“安全と安心、快適”を提供できる事業を運営する必要があります。

ここに、以下項目について、「一般社団法人日本観光・IR事業研究機構 地域観光推進室 和歌山ワーキンググループ」より和歌山県市並びに関係諸団体に提言いたします。

- 観光政策・周辺インフラ整備の側面からの提言
- 防災・セキュリティの側面からの提言
- 依存症対策の側面からの提言

■ 観光政策・周辺インフラ整備の側面からの提言

(提言のポイント)

1. 交通アクセスや周遊観光に対応したインフラ整備について
2. I R施設や周辺地域を支える情報インフラ整備について
3. 地域資源の発掘と活用について
4. 自然環境の保全と活用について

1. 交通アクセスや周遊観光に対応したインフラ整備について

1-1. I R施設へのアクセス性を高めるための新たな交通手段

- (1) I R施設への幅広い層の集客を実現するには、関西国際空港や和歌山県内の主要駅からの直通バスなどのアクセス性を高める必要があります。特に、国際的な競争力が必要となるMICEは、関西空港から乗継なしで雨にぬれずにアクセスできるルートや工夫が重要です。
- (2) 鉄道からの円滑でシームレスな乗換が確保されるように、主要な駅前の交通ターミナルの整備が必要です。
- (3) パーク・アンド・バスライド駐車場の整備により、輸送効率の高いバスなどの公共交通機関の利用を促進させることで、I R施設周辺での交通渋滞の緩和を図る工夫が必要です。
- (4) 関西国際空港からのアクセスに加え、和歌山県内における空路の主要拠点となる南紀白浜空港の国際化などにより、定期的な利用客の獲得が必要です。
 - ・国際便の定期便の獲得
 - ・プライベートジェットの離発着空港としての活用
 - ・羽田空港間など、国内便の増便
- (5) 国道42号線からI R施設までの主要道路の拡張(2車線以上)、さらにはI R施設への流入路の増設が必要です。
- (6) 新規道路の整備(一般道とは別に物流専用道路の新設など)、さらには阪和道からの誘導計画が必要です。

1-2. 周辺観光地への送客

- (1) I R施設内の滞在だけで完結するのではなく、I R施設から周辺都市を結ぶ新たな交通ネットワークにより、周辺観光地への利便性を向上させ、周遊観光を促すことが必要です。
 - ・鉄道、高速バス、特急バス等により、I R施設と各主要観光地との交通ネットワーク強化
 - ・各観光地間でのアクセスを改善するため、環境に配慮したEVバスや燃料電池バスなどによるバスルートの充実
- (2) I R施設内から県内主要な観光施設へのアクセスをわかりやすくするために、バスターミナルなどの交通結節拠点の整備(サイン計画など)が必要です。
- (3) 和歌山県内の移動、県と所縁のある主要観光拠点(三重・四国・奈良など)間を陸路だけではなく、海路・空路を組み合わせることで、利用者のニーズに応じた移動手段を提供し、ストレスフリーで移動そのものを楽しめ移動しやすい環境とすることが必要です。

- ・高級キャンピングカー、高級リムジン、高速船、フェリー、ヘリコプター、自動運転車両、空飛ぶタクシーなど
 - ・和歌山県周辺の海岸エリアを結ぶ周遊船
 - ・和歌山市内の河川や堀を活用した舟運
- (4) 観光地先での移動支援を図るため、次世代型パーソナルモビリティやシェアリング型の自動運転車両を配置することが必要です。(環境負荷の低減、交通弱者の移動支援)
- ・熊野古道の体験を支援するパーソナルモビリティの整備
 - ・観光地内での周遊観光を促す、シェアリング型の自動運転車両の整備
- (5) 観光のパッケージツアー組成やMa a Sを活用した移動支援、ルート検索、決済の一括化、I R施設入場料との組合せなど、観光地へ誘導するソフト的な取り組みを推進することが必要です。

2. I R施設や周辺地域を支える情報インフラ整備について

- (1) I R施設内から県内や周辺エリアへ送客を行うため、情報が集約された観光ステーションの配置が必要です。
- ・県内観光地への予約や移動をワンストップで行えるよう多言語対応のツアーデスクを設置
 - ・観光スポットを疑似体験できるような観光VR設備の設置
 - ・WEBページ、ホームページ、SNSなどを活用した観光案内情報の発信方法の再考
 - ・県内の魅力向上を図るための観光PR動画の作成
- (2) I R区域を含むマリーナシティにおいて、観光や防災関連情報を取り扱う一括管理可能なアプリケーションを開発し、様々な情報を取得できる環境を備えることが必要です。
- ・観光名所の詳細説明を取得し、観光客自らが現地での観光行動をプランニングできる情報を提供
 - ・アプリと連動した大型ビジョンやデジタルサイネージ等を活用した災害情報、各種交通機関の運行情報や代替輸送に関する情報の提供、一時退避場所災害時の対応・対策情報を発信
- (3) 山間部や海岸部も含め、和歌山県全域をカバーする和歌山県独自のFREE Wi-Fiサービスなどの通信環境や充電サービスなどを備えることが必要です。
- ・「WAKAYAMA_FREE」Wi-Fiサービスの通信領域の拡大
 - ・移動中でも無料Wi-Fiを利用できるよう、電車・バスなどの車両にWi-Fiを整備
 - ・駅や公共交通機関にもUSB充電ポートを整備
 - ・GPS機能付きモバイルルーターの貸出(観光PR動画を一定時間見れば一定量のパケットを無料にし、回収後にデータ分析)
 - ・準天頂衛星との連動や6Gへの対応(2026年には運用開始)

3. 地域資源の発掘と活用について

(1) I R利用者や外国人観光客を和歌山県内の各地に誘客するため、地域振興とあわせた取り組みとして、長期滞在型宿泊施設や体験型施設の整備が必要です。

- ・空き家を改装し、民泊・ゲストハウスを増設
- ・古民家の宿泊による以下のような地元宿泊体験
- ・郷土料理や地産ビールなどの食による地元体験
- ・宿主との団らん式の食事やそこで起こる会話などによる家族のような生活様式の体験

(2) 和歌山県内の林業支援や熊野古道の廃材・竹材の活用が必要です。

- ・ I R区域内でした熊野古道の廃材・竹材の活用した熊野古道の体験ブースの設置

(3) 景観保全活動の実践が必要です。

- ・ 棚田での農業・熊野古道道普請などを実際に若い世代の方々に体験
- ・ 体験を通じた地域に愛着を持つ人材育成や人材確保

(4) 次世代を担うグローバルな人材の育成が必要です。

- ・ 事業者と教育機関が相互に連携することで、I Rの魅力的なサービスの維持向上とグローバルで質の高い観光人材の育成と輩出

4. 自然環境の保全と活用について

(1) 多様な生物の生息・生育環境の保全や地球温暖化の緩和など、持続可能な社会や自然共生社会を目指すため、自然・海洋再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーの活用が必要です。

- ・ 太陽光パネルと蓄電池の設置
- ・ 木質ペレットやバイオマス資源による発電
- ・ 洋上風力発電（発電所立地のために自治体独自の補助金の創設含む）
- ・ 水素発電

(2) オーバーツーリズムについては、観光業に関する定量的なデータを補足・活用し、持続可能な観光を目指すとともに、今後観光客数の復元に伴う諸課題解決のための規制・制度についても検討が必要です。

- ・ 民泊の規制
- ・ 観光客の入域制限（1日あたりの客数に上限設定を設けるなど）
- ・ 駐車場の入場制限

■ 防災・セキュリティの側面からの提言

(提言のポイント)

1. 防災に関する施設運営について
2. セキュリティに関する施設運営について
3. 防災・セキュリティに関する運営整備について

1. 防災に関する施設運営について

1-1. (仮称)総合防災・防犯センターについて

- (1) 平常時、災害時を問わず、和歌山県が主体となって24時間即応体制の「(仮称)総合防災・防犯センター」を設置が必要です。
- (2) 「(仮称)総合防災・防犯センター」は、通常オペレーションにて日々の安全の確保と不安のない環境、非常時の備えなどを行う組織であり、また高度な判断を必要とする場合もあるため、指揮系統を明確に示し情報の一元化を確立することが必要です。
- (3) 災害時において、防災設備が高い機能を維持するためには、定期的な設備の保守・点検、最新設備への更新計画が重要であり、部品交換時期や失効時期など維持管理の保守データをデジタル化(ICT、IOT、AI技術を活用)して部品供給体制をマネジメントすることが必要です。
- (4) IR事業者にもIR区域内外に緊急備蓄場所を設けさせ、7日~10日間を想定した備蓄品目(水、食料、非常用トイレ、マスク、生理用品など)を計画的に備蓄、維持管理させることが必要です。

1-2. 多様な来訪者に対する災害時の避難誘導などについて

- (1) IR区域内避難総数は、来訪者及び従業員、周辺住民を合わせて総勢1日約3万人~3.5万人(参考資料：和歌山県IR基本構想【改定版】)が推定されているため、避難者の避難場所の確保と避難誘導ルールを決めておくことが必要です。
- (2) 避難指示が必要となったら、昼・夜を問わず放送、照明、デジタルサイネージなどの連動により、ノンバーバルな避難誘導システムとルールを構築しておくことが必要です。
- (3) 平常時、災害時を問わず、IR事業従事者及び来訪者が必要とする情報(個人情報に関するものは除く)が提供できるようなプラットフォームを構築し、かつ全員が共有できるようにすることが必要です。
- (4) 平常時、災害時を問わず、ドクターヘリや自衛隊の救助ヘリなどの離発着を想定して、ヘリポートの整備をすることが必要です。

1-3. IR従事者に対する教育・訓練について

- (1) 和歌山県は平常時、非常時に関わらず、IR事業者、MICE(国際会議場、展示場、美術館等)施設、ホテル、商業施設に、一定期間内に一定回数以上、防災意識を高めるための防災ボランティア活動を義務付けるべきであり、かつ災害発生時の初動対応を高めるために、体系的かつ実践的な教育訓練を警察、消防、教育機関(大学)並びにステークホルダーと連携しながら、積極的に進めるように指導し、より高い防災意識の中で従事者が働ける環境を作ることが必要です。

- (2) 災害後の支援活動、不測の事態に対して迅速に対応する能力が求められるため、和歌山県及び関係市町村、I R事業者、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して、積極的にコンピューターなど活用し、シミュレーション（自然災害、火災、大規模イベント、テロなど）による訓練を定期的実施すべきであり、かつ具体的な被害予測などの情報を提供し、I R事業従事者（休暇中の者も含む）及びI R区域内の来訪者全員（業者も含む）の安否確認をできるシステムの導入が必要です。
- (3) 和歌山県は、I R区域周辺の自治体と協力して治安悪化による懸念払拭のため、周辺住民や学校（幼稚園、小学校、中学校など）に対して、「(仮称)防犯対策セミナー」などの開催が必要です。
- (4) 和歌山県はI R区域内で、女性や65歳以上の高齢者などの雇用を促進するために、明確な割合を示すことが必要です。

1-4. 非常用電源確保とクリーンエネルギーの活用について

- (1) 非常時の電源確保には、再生可能エネルギーを主とした「太陽光発電」「風力発電」「バイオマス発電」などを利用することが必要です。
- (2) 環境に優しくCO₂も排出しない水素は、海外の未利用エネルギーや豊富な再生可能エネルギーなど安価な資源から作り出すことができ、代替エネルギーとして利用させることでエネルギーコストを抑制させることが必要です。
- (3) 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院などに電力を供給するシステムなどの普及促進、スマートコミュニティの形成などを通じ、自立・分散型のエネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化の推進が必要です。
- (4) 災害時における各種施設のライフラインの代替機能の確保を図るために、I R事業者、M I C E施設、ホテル、商業施設などの運営会社による飲料水などの備蓄、地下水や雨水・再生水を活用することによる生活用水や医療・消防などによるエネルギー供給源の多様化・分散化の推進が必要です。
- (5) 耐災害性の強化を図るために、ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信など）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために、自動的に電力供給を停止する取り組みを行うことが必要です。

1-5. 感染症対策について

- (1) 和歌山県は、環境中（大気、水、土壌、動物、人など）に存在する感染症対策について、感染症などに対する危機管理計画を作成することが必要です。
- (2) I R区域内施設の感染症対策として、除菌処理など定期的に施し、各入退場口には来訪者に配慮した効率よく自動計測できるシステムなどを設置し、既定値外該当者を発見した場合には入場を制限するとともに医療機関を受診させ、その他来訪者についても除菌処理などをすることが必要です。

2. セキュリティに関する施設運営について

2-1. 個人情報の活用ルールと運営管理について

- (1) 和歌山県は I R 事業者に対して、インフラ及び各種施設工事開始時点において、そこで働く工事従事者に時限テロなど仕掛けられないようにするため、事前に工事に従事する従業者リスト（身元確認及び保証人など）を作成及び提出させ、反社会的勢力に属する人物などのチェックの後、工事に従事させることを義務付けすることが必要です。
- (2) I R 区域内では、生体認証、顔認証などを導入すべきであり、更に証跡(トレーサビリティ)に対するモニタリング機能などを導入することが必要です。
- (3) I R 区域内では、個人情報及び入場禁止対象者情報を共有し、かつ一元化することが必要です。
- (4) 入場者に関する情報データの管理は、日本国内においてマイナンバーカードなど特定個人情報の管理を行い、純国産の情報システムの導入を指導することが必要です。
- (5) 個人情報管理基準については、「GDPR(General Data Protection Regulation)」の導入を指導することが必要です。
- (6) I R 区域内でのクレジットカード使用については、クレジットカードの世界的セキュリティ基準である「PCI DSS(Payment Card Industry Data Security Standard)」の導入を指導することが必要です。

2-2. セキュリティ強化・維持・運営について

- (1) I R 区域内には、警察及び消防の出先機関を設置することが必要です。
- (2) I R 事業者には、I R 区域外にデータセンターなどのバックアップ体制を構築させる指導をすることが必要です。
- (3) I R 事業に係るシステム等のセキュリティ基準は、マイナンバー、顧客情報、反社会的勢力に属する人物など様々なデータ（入場規制対象者情報やカジノにおける収支情報など）の基準を和歌山県が統一管理し、平常時、災害時を問わず、I R 事業者、自治体、警察、消防などと連携することで迅速な対応を図ることが必要です。
- (4) I R 区域内においては、カジノ、ホテル施設内など制服の管理を徹底させることを義務付けることが必要です。

3. 防災・セキュリティ両方に共通する運営整備について

3-1. 周辺地域との相利共生について

- (1) 周辺住民及び警察、消防、病院などの関係機関と常に情報共有し、かつ連帯強化を行う「連絡会議」のような組織の構築が必要であり、和歌山県が積極的に主導することが必要です。

3-2. 監視カメラ等の活用について

- (1) 監視カメラはWEBカメラを主として、ロボット、ドローン、気球、警備員装備カメラなどの移動カメラがあり、それぞれ最適な設置場所、位置、配置を決定する必要が生じるため、3D CGシミュレーションなどを実施して死角を無くすことが必要です。
- (2) 照明灯、WEBカメラ、Wi-Fi、スマホの充電スタンドを一体化した多機能照明ポールを導入することで、景観に配慮するとともに防犯に力点を置くことが必要です。

■ 依存症対策の側面からの提言

(提言のポイント)

1. ギャンブル等依存症の実態調査について
2. 制限や排除に偏り過ぎないギャンブル等依存症対策の実践について
3. 地域内の既存リソースの活用を含めた体制作りについて
4. 依存症回復者の社会復帰支援について

1. ギャンブル等依存症の実態調査について

1-1. 心理社会的視点を併せ持つ実態調査とその結果の活用

- (1) ギャンブル等依存症者の実態調査について、和歌山県における罹患者数や相談者実数などを把握することだけではなく、依存症者本人に対してギャンブル歴や依存症罹患に至った心理社会的背景などを聞き取り類型化していくことで、依存症問題の本質にアプローチできると考えます。
- (2) 上記調査によって類型化された内容が、和歌山県内各地域の持つ社会的課題（例：子育て不安、シングルマザー・ファザー、貧困、雇用不安、単身高齢者など）に結びつく場合、依存症対策を単体で行うのではなく、他の課題解決手段と連携させることが必要です。
- (3) ギャンブル等依存症対策の実効性を測るため、IR施設開業前後で依存症による社会的費用が和歌山県内においてどのように変化しているか、継続調査することが必要です。

1-2. 自治体間連携ならびに国との連携

- (1) ギャンブル等依存症問題はIR設置を目指している和歌山県に限らず、周辺自治体にも現に存在しています。先に述べた実態調査を関西地区各府県においても同様に行い、依存症対策の相互連携を行う上での基礎資料にすることが必要だと思えます。
- (2) 和歌山県および周辺自治体において、地域住民の抱くギャンブル等依存症についての懸念が過度にならないよう、上記調査などを基に、国との連携で「健康的なギャンブル（節度あるギャンブル）」についてのガイドラインを作成公表すべきだと思えます。

2. 制限や排除に偏り過ぎないギャンブル等依存症対策の実践について

2-1. ギャンブル等依存症予防教育、啓発活動

- (1) ギャンブル等依存症の予防教育については、依存症に関する知識に留まることや怖さを煽る内容ではなく、将来的にギャンブルに対して冷静に向き合えるような内容も、併せて提供することが望ましいと考えます。
- (2) ギャンブル等依存症や他の依存症を予防する観点から、和歌山県民の「こころの健康」を育むためのプログラムを作成し、学ぶ機会を作ることが望ましいと考えます。
- (3) 依存症や健康的なギャンブルについてオープンに語り合っただけで良いという土壌づくりをするために、予防教育や啓発の場は幅広く設けることが望ましいと考えます。
- (4) 啓発活動については、医学的な内容に終始するのではなく、様々な年代にとって分かりやすく身近な事として捉えることができるよう、内容の工夫が必要だと思えます。

- (5) 和歌山県内のIR事業者のみならずギャンブル等運営事業者と連携し、ギャンブル等依存症のリスクを抱えている者に施設全般への入場を控えていただくよう、本人や家族申請による入場制限の実施とその周知について努力を図るべきだと考えます。
- (6) 上記、入場制限にかかる当事者本人に対して、将来的にギャンブル等施設の利用の再開も選択できるよう、依存症予防あるいは回復プログラムの提供やプログラム提供が可能な社会資源の紹介などを行うことが望ましいと考えます。

2-2. IR施設内での依存症対策のあり方

- (1) IR施設利用者がカジノのみに対して過度にフォーカスを当てないように、カジノ施設以外の施設も同様に魅力増進を行うよう、IR事業者へ求める必要があります。
- (2) カジノ施設の入退場、プレイログなどのデータを依存症対策へ活用するため、IR事業者に対して必要な内容を限定してデータ提供を求める必要があります。
- (3) カジノ施設内にてギャンブル等依存症リスク者の早期発見を行うため、センシング技術を活用するなどの取り組みをIR事業者へ求める必要があります。

※センシング技術：非接触型の検討例としてカジノ施設内の監視カメラを利用してカジノ施設利用者の体温や表情などの情報を取得しストレスレベルを予測するもの、接触型の検討例として座席にセンサーを埋め込み、カジノ施設利用者の動きや体温や脈拍などの生体情報を取得しストレスレベルを予測するもの。

- (5) 上記データをもとに、和歌山県とIR事業者が連携して、ギャンブル等依存症リスク者に対して速やかに依存症予防に資する情報提供を行うため、依存症リスク者が受け取りやすい情報提供体制の構築、提供方法ならびに内容の構築が必要だと思います。

2-3. 新しい依存症予防策の創造と実験機会

- (1) 多様かつ重層的なギャンブル等依存症予防策を実現するために、和歌山県、IR事業者、医療機関、民間支援団体等が連携し、新しい予防策の創造の場と実験機会をつくる必要があると思います。
- (2) カジノ施設内の造作や配置、照明や壁の色調、音量、香りなどがギャンブル等依存症予防に心理面でもたらす効果について、和歌山県とIR事業者が連携して、研究や効果実証を行うことを求めます。
- (3) 和歌山IRのコンセプトである「Sports & Wellness」を、ギャンブル等依存症予防にも活かすことが必要である。県内の自然、観光資源、食文化、伝統文化、各種アクティビティが持つ力から得られる幸福感や充足感が、ギャンブル等依存症予防に心理面でもたらす効果について、和歌山県とIR事業者が連携して、研究や効果実証を行うことを求めます。

2-4. 感染症など依存症以外の疾患予防への取り組み

- (1) 依存症対策以外にも、新型コロナウイルス等の感染症対策や各種疾患予防に資するための啓発活動や具体的実践を、和歌山県とIR事業者が連携して行う必要があります。

3. 地域内の既存リソースの活用を含めた体制作りについて

- (1) I R事業者が持つ独自のギャンブル等依存症対策を、そのまま I R施設・カジノ施設に導入するのではなく、国内各地域のギャンブル等依存症対策関係機関（自治体、医療機関、民間支援団体など）と I R事業者が密接に連携して対策を行うよう、I R事業者へ求めるべきです。
- (2) I R施設内にギャンブル等依存症に関する相談所を設置する際は、地元地域や周辺地域で活動を行っている民間支援団体に相談業務を委嘱することをはじめ、地域の事情に詳しい者が関わる必要があります。
- (3) ギャンブル等依存症対策について、各自治体において相談窓口設置や拠点医療機関指定など進んでいますが、それだけでは問題を抱えた方の受け皿として足りないと考えます。一方、民間支援団体は相談支援や回復支援などの経験を既に豊富に有しており、これら団体の活動を十分に利用することが実効性のある依存症対策へ速やかにつながっていくものと考えます。
- (4) 民間支援団体の活用についてレベル差などの不安がある場合は、依存症対策に関する地域限定の資格やトレーニング制度を作るなど、担い手育成をすることが望ましいと考えます。

4. 依存症回復者の社会復帰支援について

- (1) ギャンブル等依存症のみならず、重度の依存症者は仕事を失うケースが多く見られ、また、治療や回復支援が必要な方のなかには、退職を余儀なくされるケースもあります。それらの方が回復を継続させていくためのサポートとして、再就職先などの雇用機会の創出や受け入れ先企業等の確保が必要であります。
- (2) (1) に関する具体的な対策として、例えば、I R施設内や関連施設内での雇用の一部について、依存症回復者の社会復帰支援の就労先にあてるよう I R事業者や関連事業者に対して求める必要があります。また、同様の要望を他のギャンブル等施設運営事業者に対しても行う必要があります。
- (3) また、社会的課題の解決と依存症予防の関連として、I R施設内や関連施設内で課題（例：子育て不安、シングルマザー・ファザー、貧困、雇用不安、高齢化など）を抱える方の雇用を一定数確保するよう I R事業者や関連事業者に対して求める必要がある。同様の要望を他のギャンブル等施設運営事業者に対しても行う必要があります。

＜一般社団法人日本観光・IR事業研究機構＞

〒102-0073 東京都千代田区九段北1丁目4番5号 北の丸ガラスゲート6階A

＜一般社団法人日本観光・IR事業研究機構 地域観光推進室 和歌山ワーキンググループ＞

和歌山ワーキンググループ長：株式会社紀泉ふるさと創研 依岡善明

観光政策SWG長：株式会社紀泉ふるさと創研 榎本 孝

周辺インフラ整備SWG長：日本道路株式会社 田村 治

防災・セキュリティSWG長：株式会社阪和総合防災 田村 昭

依存症対策SWG長：一般財団法人ワンネスグループ 三宅隆之

事務局長：株式会社ふるさと創生研究開発機構 柚木 健

参加企業一覧（順不同）

株式会社紀泉ふるさと創研

株式会社阪和総合防災

株式会社ふるさと創生研究開発機構

エムエム建材株式会社

株式会社日比谷アメニス

株式会社空間創研

株式会社奥村組

三井住友建設株式会社

中央復建コンサルタンツ株式会社

東芝インフラシステムズ株式会社

株式会社ヴィーコ

清水建設株式会社

株式会社鴻池組

インフラテック株式会社

日本道路株式会社

一般財団法人ワンネスグループ

株式会社安井建築設計事務所

サカタのタネ グリーンサービス株式会社

株式会社ブロードバンドセキュリティ

株式会社ハートス

サンテレホン株式会社

三井物産株式会社

東芝ライテック株式会社

コイズミ照明株式会社

ピーディーシー株式会社

セコム株式会社

株式会社浅沼組

以上